

奈良県住みよい福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

奈良県知事 山下 真

奈良県規則第六十九号

奈良県住みよい福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則

奈良県住みよい福祉のまちづくり条例施行規則（平成七年七月奈良県規則第十二号）の一部を次のように改正する。

「第十一条第一項中「第三号」を「第二号」に改める。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。